

「もったいない山形協力店」おいしい食べきりキャンペーン業務委託仕様書

1 目的

県では、食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）に基づき、令和3年3月に第3次山形県循環型社会形成推進計画に統合して、山形県食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減を推進することとしている。

また、県では、事業者のごみ削減・リサイクルの取組みを推進するとともに、消費者が応援する雰囲気づくりを行う「もったいない山形協力店」の登録事業を行っている。

本事業では、「もったいない山形協力店」に登録する飲食店・宿泊施設の更なる利用促進に向けた、「もったいない山形協力店」おいしい食べきりキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施することで、協力店の取組みを後押しするとともに、県民が食品ロス削減について考えるきっかけをつくることで、県民・事業者等による廃棄物の発生抑制につなげていく。

2 適用

本仕様書は、山形県環境エネルギー部循環型社会推進課（以下「県」という。）が委託する『「もったいない山形協力店」おいしい食べきりキャンペーン業務』（以下「委託業務」という。）について適用する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日までとする。

4 キャンペーン概要

【実施期間】 令和6年12月～令和7年1月

（外食時等の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン期間）

【対象】 「もったいない山形協力店」の飲食店・宿泊施設利用者

【実施方法】 「もったいない山形協力店」（食べきり運動※1参加店舗）に設置しているPOP※2に二次元コードを掲載し、専用のサイトより、クイズ・アンケートに参加していただいた方に抽選で賞品を進呈。（210店舗で実施予定）

- ・参加店舗はキャンペーン期間中のみ、食べきり運動POPの1面を二次元コード付きチラシに差し替える。なお、POPの設置数は1店舗あたり最大10個とする。
- ・1店舗につき1回まで、1人10店舗まで応募可能とし、応募回数が多いほど当選確率が上がるようにする。

※1 「食べきり運動」とは

小盛メニュー、食事量の調整、持ち帰り等の各店舗の取組みを見える化するための啓発POPを「もったいない山形協力店」のうち希望した飲食店・宿泊施設に設置し、料理の食べきりを呼びかけるもの。（令和6年4月30日時点 123店舗参加）

※2 POPの仕様：山型（テント型）/再生PET樹脂製（透明色）/A6のチラシを前後に挿入可/縦14.8cm×横10.8cm×奥行6.75cm（組立時）

5 委託内容

(1) 印刷物の作成・発送

- ・下表の①～④の印刷物の作成（デザイン、印刷）及び発送を行うこと。
- ・作成に当たっては、事前に県の確認を受けるものとする。
- ・用紙については、グリーン購入法適合商品であること。
※在庫等の制約から入手が困難な場合は、県と協議の上決定する。
- ・ごみゼロやまがた県民運動キャラクター「ごみゼロくん」を使用すること。
- ・発送先及び発送物の内容は、県が別途指示する。
- ・県が用意した文書（添書）を印刷し、併せて発送すること。
- ・作成した印刷物のデータを納品すること。
- ・発送後の残数については、県に納品すること。

	印刷物	規格	数量	発送先
①	キャンペーン 参加店舗募集 チラシ	A4（縦）/両面カラー印刷/ コート紙90kg	2,000枚	300店舗程度
②	キャンペーン 周知用ポスター	A2（縦）/片面カラー印刷/ コート紙93.5kg	300枚 （内訳：210枚（店舗 用・1店舗あたり1 枚）+90枚（県周知用））	210店舗程度
③	キャンペーン 周知用チラシ	A4（縦）/両面カラー印刷/ コート紙90kg	2,500枚 （内訳：2,100枚（店 舗用・1店舗あたり10 枚）+400枚（県周知 用））	
④	POP挿入用 チラシ（キャン ペーン用）※3	A6（縦）/片面カラー印刷/ コート紙90kg (2)のサイトにアクセスできる 二次元コードを掲載	2,100枚	

※3 食べきり運動に新規参加する店舗には、POP挿入用チラシ（キャンペーン用）と併せて、県より別途提供する、POP本体及びPOP挿入用チラシ（食べきり運動用）を発送すること。

(2) キャンペーン応募サイトの作成

- ・店舗利用者がキャンペーンに応募するための専用ウェブサイトを作成すること。
- ・食品ロスに関するクイズ1問・アンケート3問程度、利用した店名、賞品の発送に必要な個人情報を入力する内容とすること。
- ・ごみゼロやまがた県民運動キャラクター「ごみゼロくん」を使用すること。
- ・サイトの公開については、事前に県の確認を受けるものとする。
- ・サイトの公開にあたり、ドメインやレンタルサーバー等の必要な機器、設備、セキュリティ対策等は、受託者が用意すること。

(3) 集計及び当選者の決定

- ・キャンペーンの応募内容を取りまとめの上、当選者を決定すること。なお、その方法については、事前に県の確認を受けるものとする。
- ・当選者の決定は厳正に行うこととし、同一人物及び同一世帯の家族に2つ以上の賞品が当選しないよう留意すること。
- ・集計後のデータは、県へ提供すること。

(4) 賞品の購入・発送

- ・賞品については、県産品や食品ロス削減につながるものを選定すること。なお、事前に県の確認を受けたうえで準備することとし、購入金額については、以下を参考とすること。
10,000円程度×1点、5,000円程度×3点、3,000円程度×5点、1,000円程度×10点
- ・受注者で準備する商品のほか、「もったいない山形協力店」より提供のあった商品等を賞品とする場合がある。(県より別途指示する。)
- ・発送の際は、県が用意した文書(添書)を印刷し、併せて発送すること。

6 成果品

受注者は、上記5の内容について報告書として取りまとめ、県に納品すること。

なお、報告書の内容、取りまとめ方法等については、予め県の確認を受けるものとする。

7 その他

- (1) 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 成果品の著作権及び所有権は県に帰属するものとする。ただし、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (3) その他本仕様書に定めのない事項及び事務処理上疑義が生じた事項については県、受注者協議のうえ、定めるものとする。